

## 4

# 専門支援コーディネーター事業

中小企業の皆様が抱える特定分野の課題について、専門支援コーディネーターが相談に応じます。

### ●対象となる方

食品産業、マーケティングデザイン、環境・再生可能エネルギー、事業承継について悩みを抱える中小企業者

### ●支援の内容

企業の相談に応じて専門的な見地から課題(法的条件、必要技術・設備、販路確保など)を抽出し、解決策(自力改善、専門家スポット派遣、補助・融資、他機関連携など)に結びつけます。以下、4分野のコーディネーターが相談に応じます。

- ・食品産業
- ・マーケティングデザイン
- ・環境・再生可能エネルギー
- ・事業承継

例えば、

- ・これから農産加工事業を始めたい。  
加工技術、設備導入、営業許可などについて教えてほしい。(食品産業)
- ・地元食材を使用した新商品を開発した。首都圏百貨店をターゲットにしたいのだが、パッケージデザインや販路開拓について教えてほしい。(マーケティングデザイン)
- ・太陽光、水力、風力、地熱などを利用し、新しい分野への進出を検討している。  
事業化に向けた条件などについて教えてほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・省エネ設備を導入するなどして省エネ化を図りたい、省エネ関連の補助金を利用するにはどうしたらいいか相談に乗ってほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・後継者が居ない。今後どのようにすればいいのか教えてほしい。(事業承継)
- ・後継者は決まっているが、どのように承継すればいいのか教えてほしい。(事業承継)

#### 【費用】

相談に係る費用は無料です。

### ●ご利用の方法

専門支援コーディネーターは常勤ではないため、事前に連絡をお願いします。

#### お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部  
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

152

## エリア供給システム構築支援事業費補助金 (事業可能性調査支援事業)

再生可能エネルギー等を活用したエリア供給システムの構築に向けて、民間事業者の取り組みを支援します。

### ●対象となる方

民間事業者、非営利民間団体(NPO法人等)

### ●支援の内容

一定のエリアにおける熱供給事業などエリア供給システムの構築に向け、事業可能性調査を行う民間事業者を支援します。

【補助率】 10/10以内

【上限額】 5,000千円

【応募受付期間】 決まり次第県ホームページでお知らせします。

【補助対象経費】 賃金(一時的に雇用した補助員の賃金)  
報償費(専門家の指導又は助言に対する謝金)  
旅費(指導又は助言を受けた専門家の交通費及び宿泊料)  
需用費(事業可能性調査報告書等の印刷製本費)  
役務費(手数料、通信運搬費)  
委託費(調査委託費)  
使用料・賃借料(会議室借上料、資機材リース料等)

### ●ご利用の方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当

TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133

153

## 県民参加型 再生可能エネルギー事業推進事業

県民参加型の再生可能エネルギー事業を県が登録し、その取組みを支援します。

### ●概要

県民が出資などを通して再生可能エネルギー事業に参加する「県民参加型の再生可能エネルギー事業」について県が登録し、その取組みを支援します。

また、県民参加型の再生可能エネルギー事業を実施しようとする事業者に対して、その取組みを支援します。

### ●支援の内容

#### (1) 県民参加型再生可能エネルギー事業化促進事業

##### 【対象となる方】

県民等の参加(出資・寄付等)により再生可能エネルギー事業を実施しようとする事業者

##### 【対象事業例】

外部講師への謝金、事業可能性調査の委託費、説明会開催、案内リーフレット等資料作成

【補助率】 1/2

【上限額】 500千円

#### (2) 県民参加型再生可能エネルギー事業登録制度

一定の要件を満たす県民参加型再生可能エネルギー事業を県が登録し、以下の支援を受けることができます。

- ① 登録事業者に「登録証」及び「施設看板」を交付
- ② 登録事業者が行う地域貢献事業への経費の一部に対する補助

【補助率】 10/10

【上限額】 500千円

### ●ご利用の方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当

TEL. 023-630-3279 FAX. 023-630-2133

# 再生可能エネルギー発電及び熱利用設備等の導入について 支援を受けたい

## 154 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

再生可能エネルギー発電設備(自家消費型発電設備)及び熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

### ●対象となる方

国の「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)(資源エネルギー庁)」又は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(環境省))」において補助金の交付を受けた民間事業者

※再生可能エネルギー発電の種別

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電(併せて設置する蓄電池含む)ただし、固定価格買取制度において設備認定を受けないものを対象とする。

※再生可能エネルギー熱利用の種別

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、地中熱利用

### ●支援の内容

#### 1 国の補助金

(1)地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)

民間事業者による再生可能エネルギー熱利用設備の導入に対して補助を行います。

(2)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)

民間事業者による再生可能エネルギー発電設備の導入に対して補助を行います。

#### 2 県の補助金

上記1(1)及び(2)の国の補助金の交付を受ける場合に上乗せ補助を行います。

【補助率】 1/6

(国の補助と併せると1/2)

【上限額】 10,000千円

【応募受付期間】 決まり次第県ホームページでお知らせします。

### ●ご利用の方法

国の補助金についての詳しい内容については、公募開始後、各執行団体にお問い合わせください。

県の補助金の詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### 【県の補助金に関すること】

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当

TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133

# 再生可能エネルギー設備の導入について支援を受けたい

## 155 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備の設置に対して補助を行います。

### ●補助対象設備及び要件、補助率等

区分		設備要件	設置対象	補助率 (上限額)	29年度の変更点
太陽光発電設備	新築設置	発電出力 10kW未満	住宅用 事業所用	2.5万円/kW (10万円)	補助額の算定方法を 変更(※)
	既築設置			2.5万円/kW (20万円)	
蓄電池設備		太陽光発電設備と 併せて設置	住宅用 事業所用	1/10 (20万円)	
木質バイオマス 燃焼機器	ストーブ	-	住宅用	1/2 (10万円)	
	ボイラー		事業所用 農業施設用	1/2 (50万円)	
太陽熱利用装置		集熱面積 2㎡以上	住宅用	1/10 (5万円)	
地中熱利用装置	空調装置	COP3.0以上	住宅用	1/10 (20万円)	
	融雪装置	COP3.0以上又は 同等の水準	住宅用	1/10 (20万円)	ヒートポンプを利用 しない方式(散水方式 を除く)を対象に 追加

(※) 太陽光発電設備の補助額の算定においては、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方(kW単位の小数点以下第2位未満を切捨て)に25,000円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は20万円(新築設置にあっては、10万円)のいずれか低い額とします

●受付期間 平成29年4月1日(土)～平成30年2月28日(水)

### ●受付窓口・問合せ先

特定非営利活動法人ビルトグリーンジャパン(県の委託先)

〒990-0061 山形市五十鈴三丁目11-37(TEL 023-673-9501)

HPアドレス : <http://www.builtgreen-jp.org/index.html>

●申請方法 持参(平日 9時～17時)又は郵送(配達日の証明ができるもの)

※受付期間中であっても、予算額に達した時点で、受付を停止する場合があります。

### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当

TEL. 023-630-3279 FAX. 023-630-2133

# 再生可能エネルギー設備の導入について支援を受けたい

156

## 山形県再生可能エネルギー発電事業促進資金 利子補助金

県内の再生可能エネルギー導入を促進するために、商工業振興資金「再生可能エネルギー発電事業促進資金」を借り入れて、電力供給事業を実施する方に、当該借り入れに係る利子相当額を補助します。

### ● 利子補助の内容

事業規模 (電力供給事業)	商工業振興資金 (再生可能エネルギー発電事業促進資金)			再生可能エネルギー発電事業 促進資金利子補助事業※1	
	区分	貸付 利率	貸付 限度額	発電の種別	補助額
大規模事業 (1000kW 以上)	1号 資金	1.3%	20億円	風力発電 地熱発電 バイオマス発電 中小水力発電	左記資金の 利子支払額 ※2
中小規模事業	2号 資金	1.6%	3億円	風力発電 小形風力発電 地熱発電 バイオマス発電 中小水力発電	左記資金の 利子支払額 ※2

※1 利子補助金の対象者は商工業振興資金「再生可能エネルギー発電事業促進資金」を借り入れた者となります。また、補助対象となる発電設備は小形風力発電(出力合計が20kW未満)を除き、出力合計が50kW以上のものとしております。

(注:太陽光発電は商工業振興資金の融資対象となりますが、利子補助金の対象にはなりません。)

※2 商工業振興資金の融資対象と利子補助事業の補助対象が異なる場合があります。(例.用地取得費は融資対象になりますが、補助対象にはなりません。)

・補助回数:年2回/上期、下期

・県補助金の詳細や応募様式は、県のホームページでご確認ください。

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

ホーム>組織で探す>環境エネルギー部>エネルギー政策推進課>【エネルギー政策推進課】再生可能エネルギー発電事業促進資金利子補助金事業について(平成29年度)

### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
再エネ事業推進担当

TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133

157

## 山形県熱利用可能性調査支援事業費補助金

再生可能エネルギー熱利用設備の先導的導入を検討している民間事業者等の取組みを支援します。

### ●対象となる方

市町村、民間事業者、非営利民間団体(NPO法人等)

### ●支援の内容

再生可能エネルギー熱利用設備の先導的導入に係る事業可能性調査を行う民間事業者等を支援します。

- 【補助率】 10/10
- 【上限額】 5,000千円
- 【応募受付期間】 決まり次第県ホームページでお知らせします。
- 【補助対象経費】 賃金(一時的に雇用した補助員の賃金)  
報償費(専門家の指導又は助言に対する謝金)  
旅費(指導又は助言を受けた専門家の交通費及び宿泊料)  
需用費(事業可能性調査報告書等の印刷製本費)  
役務費(手数料、通信運搬費)  
委託費(調査委託費)  
使用料・賃借料(会議室借上料、資機材リース料等)

### ●ご利用の方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当  
TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133



158

## 山形県地中熱・雪氷熱・温泉熱 利活用研究支援事業費補助金

再生可能エネルギー熱利用のうち、地中熱、雪氷熱、温泉熱の利活用を図るため、民間事業者等の取組みを支援します。

### ●対象となる方

市町村、任意団体、民間事業者、非営利民間団体(NPO法人等)

### ●支援の内容

再生可能エネルギー熱利用のうち、地中熱、雪氷熱、温泉熱の利用促進を図るため、その利活用に関する研究を行う民間事業者等を支援します。

【補助率】 10/10

【上限額】 500千円

【応募受付期間】 決まり次第県ホームページでお知らせします。

【補助対象経費】 報償費(専門家の指導又は助言に対する謝金)  
旅費(指導又は助言を受けた専門家の交通費及び宿泊料)  
印刷製本費(事業実施に必要な資料の作成費等)  
役務費(手数料、通信運搬費)  
一般需用費(研究に必要な試料・材料の購入費)  
委託費(データ収集等利活用を検討するために必要とする調査委託費)  
使用料・賃借料(会議室借上料、資機材リース料等)

### ●ご利用の方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課  
エリア供給担当

TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133



エネルギーの地産地消を進めるため、再生可能エネルギーを利用した熱利用設備の導入に対して補助を行います。  
(「平成29年度 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金」)

### ●対象となる方

民間企業及び青色申告を行っている個人事業主

### ●支援の内容

#### 【事業目的・概要】

本事業では、民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備導入に対して補助を行い、エネルギーの地産地消を促進します。

#### 【補助対象設備】

再生可能エネルギー由来の熱(※)を有効利用する熱利用設備を導入する事業者が対象。対象となる設備は、熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率)が10%以上、または再生熱の年間総発熱量200GJ以上の設備。

#### (※)再生可能エネルギー由来の熱

太陽熱利用、温度差エネルギー利用、雪氷熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造

#### 【補助内容】

設計費、設備費、工事費

#### 【補助率】

1/3以内、補助上限額:1億円/年度

(民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業の場合、補助対象経費の2/3以内を補助する場合があります。)

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、執行団体のホームページをご覧ください。

URL: <http://sii.or.jp/>

※地方公共団体・非営利民間団体等への補助、民間事業者への発電設備の補助は、環境省の「平成29年度 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の対象です。

### お問い合わせ先

#### 【執行団体】

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)

URL: <http://sii.or.jp/>

# 省エネ設備の導入について支援を受けたい

160

## 省エネルギー設備への入替支援

工場・事業場における省エネ投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促します。  
(「平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」)

### ●対象となる方

事業活動を営んでいる全業種の法人及び個人事業主

### ●支援の内容

#### I. 工場・事業場単位での省エネルギー設備の導入支援

既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等の改修やエネルギーマネジメントシステムの導入により、工場・事業場等における省エネ・電力ピーク対策を行う事業を支援します。

#### II. 設備単位での省エネルギー設備の導入支援

省エネルギー効果の高い設備への更新を支援します。

#### ●補助対象経費

I : 設計費、設備費、工事費、諸経費

II : 設備費

#### ●補助率

1/3以内、1/2以内

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、執行団体のホームページをご覧ください。

URL : <http://sii.or.jp/>

### お問い合わせ先

#### 【執行団体】

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)

URL : <http://sii.or.jp/>

# 災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化を行うための支援を受けたい

161

## 天然ガスの環境調和等に資する 利用促進事業費補助金

災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び天然ガスステーション設備の機能維持強化を行う民間事業者等に対して補助金を交付する事業です。

### ●対象となる方

民間事業者等

### ●支援の内容

#### (1) 非常時対応の天然ガス利用設備の導入等事業

##### ①補助対象

非常時対応の天然ガス利用設備の導入等事業(非常時対応の天然ガス利用設備の導入等に要する費用の一部を助成する事業)

対象施設例: 中圧ガス導管等でガス供給を受けており、災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している施設等

##### ②補助対象経費(消費税及び地方消費税は対象外)

非常時対応の天然ガス利用設備の導入等に要する費用の一部を助成する事業に要する経費

##### ③補助金額

補助対象経費に補助率(1/3以内)を乗じた金額

##### ④募集方法

公募により受付

#### (2) 天然ガスステーション設備の更新・増強事業

##### ①補助対象

天然ガスステーション設備の更新・増強事業

(天然ガスステーションにおいて設備の機能維持強化に要する費用の一部を助成する事業)

対象施設例: 中圧ガス導管でガス供給を受けており、大型天然ガス自動車への燃料供給に対応できる天然ガスステーション等

##### ②補助対象経費(消費税及び地方消費税は対象外)

天然ガスステーションにおいて設備の機能維持強化に要する費用の一部を助成する事業に要する経費

##### ③補助金額

補助対象経費に補助率(1/2以内)を乗じた金額

##### ④募集方法

公募により受付

### お問い合わせ先

東北経済産業局資源エネルギー環境部  
電力・ガス事業課  
TEL. 022-221-4941

162

### オフィスビル・工場の 省エネルギー・節電無料診断

オフィスビル・工場の省エネ・節電を推進するために熱・電気の専門家を派遣し、診断、改善提案、アフターフォローを実施し、中小企業等の省エネ・節電の推進をサポートします。

#### ●対象となる方

・中小企業及び年間エネルギー使用量原油換算値で100kl以上1,500kl未満のオフィスビル・工場等

#### ●支援の内容

- ・診断希望者から「診断申込書」が提出された場合、オフィスビル・工場の省エネを推進するために、熱・電気の専門家による省エネ診断の実施。
- ・省エネ診断実施後、診断結果・改善取り組み等の内容報告を実施。
- ・診断に関連する各種相談への対応。

#### ●ご利用の方法

省エネルギーセンターホームページにアクセスして、申込書に必要事項を記入してFAX(022-221-1752)またはe-mail(thk@eccj.or.jp)でお申し込みください。  
URL : <http://www.shindan-net.jp/service/index.html>

#### お問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター東北支部  
TEL. 022-221-1751 FAX. 022-221-1752

## 省エネ・再エネ設備への投資を行う場合の税制上の優遇措置を知りたい

163

### グリーン投資減税

最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備への投資に対する税制優遇措置が受けられます。

#### ●対象となる方

青色申告書を提出する法人又は個人

#### ●支援の内容

平成23年6月30日から平成30年3月31日までの間に再生可能エネルギー設備等を取得し、かつ取得をした日から1年以内に事業の用に供した場合には30%特別償却、又は7%税額控除(中小企業のみ)のいずれかを選択することで、税制の優遇が受けられます。  
※国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象となりません。

#### ●ご利用の方法

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。  
URL : [http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green\\_tax/greensite/green/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html)

#### お問い合わせ先

管轄の税務署(巻末 関係機関連絡先一覧参照)  
東北経済産業局 資源エネルギー環境部  
エネルギー対策課  
TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

# 再生可能エネルギー関連分野へ参入したい

## 164 再生可能エネルギー関連分野への参入支援

県内における新エネルギー関連産業の振興を図ることを目的に、平成24年6月に山形県新エネルギー産業事業化促進協議会を設立しました。  
協議会では、企業が新エネルギーについての基本的な知識を得るための太陽光発電などのテーマ別研修会や技術研修会等を開催します。

### ●対象となる方

山形県内の企業、大学等の研究教育機関、産業支援機関、行政機関等

### ●支援の内容

情報の共有や技術力の強化等に取り組みます。

#### ○テーマ別研修会

太陽光・風力・小水力・バイオマス・熱利用など、テーマ別に研修会を開催

#### ○技術研修会、現地研修会

研究機関等が研究している技術や民間の最新の技術を紹介し、現地研修会を実施

### ●ご利用の方法

入会申込書をご提出ください。様式は、県ホームページ「山形県新エネルギー産業事業化促進協議会」サイトからダウンロードのうえ、お申し込みください。

URL : <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110002/shinene-jigyouka.html>

### お問い合わせ先

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課  
ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2749 FAX. 023-630-2695

# 環境に配慮した経営を行いたい

165

## エコドライブ推進モデル事業所登録制度事業

エコドライブ推進モデル事業所を認定し、広く県民に顕彰します。

### ●対象となる方

次世代自動車の導入・利用促進、エコドライブの実践等に率先して取り組んでいる事業所又はこれから取り組む事業所

### ●支援の内容

エコドライブの実践等に率先して取り組んでいる事業所又はこれから取り組む事業所を「エコドライブ推進モデル事業所」として登録認定証を交付し、広く県民に顕彰します。

### ●ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

特定非営利活動法人山形県自動車公益センター  
TEL. 023-673-0251 FAX. 023-673-0252  
山形県環境エネルギー部 環境企画課  
地球温暖化対策担当  
TEL. 023-630-2336 FAX. 023-630-2133

166

## 山形県環境アドバイザー派遣事業

環境問題についての理解を深めていただくため、中小企業などが実施する講演会や学習会に県が委嘱している環境アドバイザーを講師として派遣します。派遣費用は県が負担します。

### ●対象となる方

中小企業、学校、住民団体、公民館等

#### 【派遣の対象】

主として、山形県民を対象とし、山形県内で実施される環境問題・環境保全に関する講演会学習会です。なお、原則として受講者が20人以上であって、政治、宗教及び営利を目的としないものが対象です。

#### 【主催者にしていただくこと】

主催者(派遣を申請した方)にしていただくことは以下のとおりです。

- ・会場の手配、準備
- ・派遣が決定したアドバイザーとの打合せ  
(当日、準備する資料やプロジェクター、OHPなどの機材等)
- ・講演会等終了後の実績報告書の提出  
(HPでダウンロードできます。詳しくは下記までお問い合わせください。)

【講師料】無料 ※講座内容によっては、材料代等が発生する場合があります。詳しくは下記までお問い合わせ願います。

### ●ご利用の方法

派遣申請書(HPでダウンロードできます。)を、原則としてアドバイザーの派遣を受けようとする日の1か月前までに下記問い合わせ先まで提出してください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境科学センター 環境企画部  
TEL. 0237-52-3132/3124 FAX. 0237-52-3135



# 環境に配慮した経営を行いたい

## 167 エコアクション21、山形エコアクション21

山形エコアクション21(以下、「山形EA21」という)は、中小事業者でも取り組みやすい、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」(以下「EA21」という。)に、地産地消などの山形県独自の要求事項を追加したシステムです。

### ●対象となる方

効率的に環境への配慮・取り組みを行いたい中小企業者

### ●事業概要

#### ◆認証・登録のメリット

- (1)山形EAガイドラインに沿って取り組むことで、地域に特化した環境への取り組みを進めることができます。
- (2)省資源、省エネルギー及び廃棄物削減により、経費削減につながります。
- (3)認証を受けることにより社会的信頼性が向上し、行政や取引先の環境配慮要求基準に対応しやすくなります。

#### ◆山形EA21への取組みの流れ

実施体制を整えたら、まず「山形EA21環境への取組の自己チェックリスト」により現状を把握し、その結果を踏まえて取組みに着手します。

以後、定期的に取り組み状況の確認・評価を行い、問題があれば是正処置等を実施します。これを繰り返すことにより、継続的改善を図っていくことができます。

※「山形EA21環境への取組の自己チェックリスト」については、下記までお問い合わせください。

### ●ご利用の方法

認証・登録するためにはEA21審査人による所定の審査を受け、かつ判定委員会の審議により、山形EA21ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

事業者の認証・登録期間は2年間で、登録1年後に中間審査、2年以内に更新審査をそれぞれ受けることが必要です。

#### お問い合わせ先

特定非営利活動法人環境ネットやまがた  
エコアクション21地域事務局

TEL. 023-679-3340 FAX. 023-679-3389

山形県環境エネルギー部 環境企画課  
地球温暖化対策担当

TEL. 023-630-2335 FAX. 023-630-2133

## 168 地球温暖化防止活動推進員の派遣

地域における温暖化防止に関する知識の普及のため出前講座を行います。

### ●対象となる方

事業所、学校、住民団体、公民館等

### ●支援の内容

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する講座を行います。

【講座例】「地球温暖化の現状・仕組み」「省エネルギー」「ごみ減量・リサイクル」「森林関係」

【講師料】無料

### ●ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境科学研究センター 環境企画部

TEL. 0237-52-3132 FAX. 0237-52-3135

山形県環境エネルギー部 環境企画課  
地球温暖化対策担当

TEL. 023-630-2336 FAX. 023-630-2133



# リサイクル等の技術の研究開発について支援を受けたい

169

## 山形県 3 R 研究開発事業費補助金

廃棄物分野における3R(発生抑制:Reduce、再使用:Reuse、再生利用:Recycle)技術の研究開発等について支援します。

### (1)先導的研究開発事業

内容	廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究、技術、商品開発で研究難易度が高く、かつ産学連携による先導的な3R技術の研究開発
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費
補助金額	1,000万円以内(補助対象経費の2/3以内)
補助期間	1年以内(ただし、2年延長可)
募集時期	3月～8月

### (2)研究開発・事業化調査事業

内容	・廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発、(上記(1)の事業を除く)既存技術の改良、循環システム構築、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等 ・産業廃棄物業排出業者がゼロエミッションを推進するための計画策定費
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費
補助金額	250万円以内(補助対象経費の1/2以内)
補助期間	1年以内(年度内)
募集時期	3月～8月

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課  
リサイクル・環境産業担当

TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

# リサイクル施設等の整備について支援を受けたい

170

## 山形県循環型産業施設整備事業費補助金

地域循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための施設等整備に対して支援します。

### (1)リサイクル施設・設備整備事業

内容	(1)廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を目的とする施設・設備（専ら一般廃棄物を対象とするものを除く。）の整備事業 (2)自らが行った3Rの推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いた廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を目的とする施設・設備（一般廃棄物を対象とするものを含む。）の整備事業 (3)使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とする施設・設備の整備事業
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	建築物費（補助対象事業内容(3)に限る）、構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等
補助金額	2,000万円以内（補助対象経費の1/3（NPO等は1/2）以内）
募集時期	3月～8月

### (2)リサイクルポート立地支援施設整備事業

内容	上記(1)のうち、酒田臨海工業団地又は鳥海南工業団地の区域内に立地する事業所に係るもの
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等
補助金額	3,000万円以内（補助対象経費の1/2以内）
募集時期	3月～8月

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー一部 循環型社会推進課  
リサイクル・環境産業担当  
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

# リサイクル製品について販路を拡大したい

171

## 山形県リサイクル製品の認定制度

県内のリサイクル製品が広く利用されるよう、県内で製造・加工されるリサイクル製品を県が認定します。

内容	山形県内で発生する廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なリサイクル製品を認定します。認定を受けた製品は、「山形県リサイクル認定製品」として、認定マークを表示して販売することができます。
認定を受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・県は自ら、認定を受けた製品を優先的に購入するように努めます。</li><li>・県の建設工事で山形県リサイクル認定製品を受注者の提案により利用する場合、工事成績評定において加点されるなどの優遇措置があります。</li><li>・県民や事業者の皆さまにも広くPRしていきます。</li><li>・販路拡大に向けた各種施策を展開していきます。</li></ul>
留意事項	認定に向けての審査があります。 県の関係各課で構成する予備審査会と、学識経験者等で構成する審査会で審査を行います。
認定期間	認定日から3年間(期間終了後、再申請可)
申請時期	年2回(春、秋)

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー一部 循環型社会推進課  
リサイクル・環境産業担当  
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

# リサイクル製品について販路を拡大したい

172

## 山形県リサイクル認定製品 普及拡大支援事業費補助金

山形県リサイクル製品認定制度において製品認定を受けた事業者等が行うリサイクル認定製品の改良、展示会を活用したニーズ調査や販売促進のための取組みに対して、経費の一部を助成します。

### (1)リサイクル認定製品改良等支援事業

内容	リサイクル認定製品の価値・品質・機能向上若しくは製造コストの削減に係る研究を行う事業
対象となる方	山形県リサイクル製品認定事業者
対象経費	原材料費、機械装置費・工具器具費、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費(試験・検査・分析経費・研究委託費)等
補助金額	100万円以内(補助対象経費の1/2以内)
募集時期	4月～8月

### (2)ニーズ調査・販売促進支援事業

内容	(1)展示会等を活用したリサイクル認定製品等のニーズ調査事業 (2)リサイクル認定製品等の販売促進事業
対象となる方	・山形県リサイクル製品認定事業者 ・山形県の3R研究開発事業費補助金を活用した商品を開発した事業者
対象経費	出展経費、装飾経費、謝金、費用弁償、デザイン費、広告宣伝費等
補助金額	上限50万円 下限5万円(補助対象経費の1/2以内)
募集時期	4月～11月

### ●ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課  
リサイクル・環境産業担当  
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

# 廃棄物の発生抑制やリサイクル等について助言を受けたい

173

## 3R推進環境コーディネーターによる支援

3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)推進をはじめとした環境に関する必要な情報の提供や助言、課題解決の橋渡し等を行います。

### ●対象となる方

排出事業者やリサイクル企業、産業廃棄物処理業者等

### ●支援の内容

- 1 企業の課題やニーズの情報収集を行い、その改善や問題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業、行政、学術研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、環境課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の企業や学術研究機関等が連携することで環境問題を解決できるよう、その連携活動の立ち上げ支援や具体的な課題解決を支援します。

#### 【具体的には】

- ・企業の実情に応じた減量・リサイクルに関するアドバイス
- ・企業間の資源循環のコーディネート
- ・県や国等の助成制度情報の提供、事業者が活用するための支援等
- ・リサイクル技術導入促進のための情報提供、相談、コーディネート
- ・排出業者、産業廃棄物処理業者、大学、研究機関をつなぐネットワーク化支援

# 3Rやゼロエミッションについて専門家による支援を受けたい

174

## 3Rコンサルティング支援事業

3Rへの取り組みや企業のゼロエミッションを推進するため、専門家の派遣、診断、事業構築支援、企業等とのマッチング支援・調整などを行います。

### ●対象となる方

県内に事業所を有する企業、共同組合、その他県が認めた団体

### ●支援の内容

省資源、排出抑制、再資源などの3Rへの取り組みや効率的なエネルギー活用等の企業のゼロエミッションを推進するため、専門家を派遣し、診断、事業構築支援、企業等とのマッチング調整など、環境に関する課題解決にむけ支援を行います。

※専門家の派遣費用:5回まで無料

### ●ご利用の方法

公益財団法人山形県企業振興公社に所定の用紙に必要事項を記載のうえ、申込下さい。  
なお、事前の御相談については、問合せ先に御連絡下さい。

### お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課  
リサイクル・環境産業担当

TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

県では、中心市街地活性化に向けた取組みや地域商業の機能強化に向けた取組みについて、市町村と連携し支援します。

### ●対象となる方

規約や役員を定めた任意組織(商店街組織、まちづくり会社、商工会議所、まちづくりNPO等)、事業の事務局を務める組織

※市町村を通しての間接補助になります。

### ●支援の内容

#### 【中心市街地等活性化計画づくり支援事業】

中心市街地や商店街の活性化に向けた地域の合意形成や計画策定を推進するため、将来ビジョンの検討や実行プログラムの作成、試験的な取組み等を実施する事業

##### ○補助対象経費

ワークショップ等の開催、地域の人交流する場の開設や運営に要する経費

##### ○補助率

補助対象経費の1/2以内の額(上限300千円)

#### 【中心市街地等活性化計画実行支援事業】

中心市街地活性化基本計画又は商店街活性化事業計画、中心市街地活性化に向けて定めたまちづくり計画(実行プログラム)に基づき実施する事業のうち、国による補助金の交付対象以外の事業(空き店舗の改修及び賃料も含む)

##### ○補助率

間接補助対象経費の1/3以内の額又は補助対象経費の1/2以内の額のいずれか低い額(上限1,000千円)

#### 【地域商業機能強化支援事業】

地域における商業機能を維持するため、宅配・移動販売・送迎等の住民ニーズに対応したサービスを提供し、機能強化に取り組む事業

##### ○補助対象事業

- 1 宅配サービス：個店の連携による宅配
- 2 移動販売：車両による定期的な巡回販売
- 3 送迎サービス：送迎車による商店街等での買物のための送迎
- 4 その他、特に知事が認めるもの

##### ○補助率

補助対象経費の1/2以内の額(上限250千円)

#### 【賑わいづくり実践支援事業】

中心市街地・商店街の賑わいづくりや個店の魅力向上に繋がる事業の自立に向けた取組み

商工会議所や商工会が中心となり、意欲的に取り組む事業者等を後押しする事業

##### ○補助率

補助対象経費の1/2以内の額(上限250千円)

### ●ご利用の方法

応募手続きについては、下記までお問い合わせください。

※なお、国の支援についても、利用できる補助制度がありますので、下記商業・県産品振興課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

山形県商工労働部 商業・県産品振興課  
まちづくり担当、商業・サービス産業振興担当

TEL. 023-630-3370/2551 FAX. 023-630-3371

各総合支庁産業経済部地域産業経済課  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)